

# 非漢語圏における中国語問答記録

— 『備邊司謄録』 「問情別單」 の 「問」 の言葉 —

奥村 佳代子

## Records of dialogues in Chinese in non-Chinese speaking regions: An investigation of the surveys of shipwrecked Chinese sailors in the *Records of the Border Defense Council of Joseon*, with a focus on their linguistic significance

OKUMURA Kayoko

Sailors shipwrecked in the waters of early-modern East Asia were rescued and returned to their home country. When Chinese ships were wrecked off the coast of Japan, the Ryukyu Kingdom, and other such locations, a Chinese-language interpreter assisted the shipwrecked sailors. The records of the dialogues that took place at such times reflect how people using different languages conveyed what they wished to say to each other, and reveal their shared means of communication.

This paper investigates the records of surveys of shipwrecked Chinese sailors on the Korean Peninsula, which consist of questions posed by Chinese-language interpreters and responses from Chinese sailors, thus adopting a different angle to that taken by Matsuura Akira (2014) in his examination of such records of dialogues between shipwrecked Chinese sailors and Korean officials as records of communication by writing. This paper seeks to establish what kind of language and what kinds of methods were used to survey shipwrecked Chinese sailors on the Korean Peninsula, before going on to clarify the content and vocabulary of the questions posed, as well as offering observations on their value as linguistic source materials.

The dialogues, which are likely to have been recorded on the basis of oral conversations as a record of surveys of shipwrecked sailors, demonstrate the possibility for inconsistencies to arise when recording the spoken word as against the written word, and also reflect contemporary colloquial speech.

キーワード：中国語 (Chinese)、朝鮮 (Korea)、漂着 (Shipwreck)、問答 (questions and answers)

## 1 備辺司と『備邊司謄録』

『備邊司謄録』は、朝鮮時代に置かれた備辺司の日録である。備辺司は、辺境地帯の対外政策のために設置され、後には軍国最高議政機関としての機能と勢力を有し、備局あるいは籌司とも称された。その創設については未だ明らかではないとされるが、辺防の必要性から1482年（成宗13年、明成化18年）に辺境地帯の情況に詳しい堂上官を選抜し、辺境の防御を司らせたことに端を発し、明宗10年に庁舎が建設されて以後、1865年（李太王2年）にその機能を議政府に移し、1892年（李太王29年）に廃止された<sup>1)</sup>。

備辺司の日録は、原書273冊、光海君8年（1616年）から李太王29年（1892年）に及ぶ。表紙の右上に「備局上」、左側に「某某年謄録」と書かれており、副本はなく、書き継ぎ保存されてきた。備辺司が廃止されてからは、議政府に次いで内閣に保管され、隆熙2年（明治41年）に奎章閣の図書課に移され、併合後は総督府の管理となり、昭和5年（1930年）に旧奎章閣本として京城帝国大学図書館に引き継がれ、現在はソウル大学校図書館に保管されている<sup>2)</sup>。1959年4月から1960年10月にかけて、韓国の政府所属機関である国史編纂委員会によって作成された謄写副本を影印し、『備邊司謄録』全28巻が刊行された<sup>3)</sup>。

備辺司の日録には、対外政策を行なう最高機関としての日々の記録が詳細に綴られ、朝鮮の対清対日関係に関して資料的価値が極めて大きいことは歴史学の立場からつとに指摘されているが、松浦章1984、1985は朝鮮に漂着した中国船の乗船者に対する取り調べ記録を問答記録として取り上げ、さらに松浦章2014は言語資料としての価値を指摘し、使用言語の側面から分析した<sup>4)</sup>。

1) 備辺司設立の経緯については、田川孝三1962「影印備邊司謄録」（『朝鮮学報』第25輯第156号）を参照した。本論での備辺司に関する記述は、田川1962に基づくとともに、松浦章編著（卞鳳奎編訳）2007『清代帆船東亞航運史料彙編』（楽学書局）を参考にした。

2) 本論における『備邊司謄録』の記述は、田川1962に基づく。

3) 田川1962によれば、「本書はその内容に多少の欠漏があるとは云え、その史的価値は上述の如く、この公刊の意義は極めて大なるものがある。又本書原本は乱・行・草体を以てかかれて居り、その解読は容易でない。よって本刊には、楷書による謄写副本を作製し、これによって影印されておる。一般閲読の便よりすれば又当然なことと云えよう。その謄写第一冊より第三十四冊まで（影印本一巻より三巻前半迄）は、さきに朝鮮史編修会当時で作製せるものが使用され、三十五冊以下は新に国史編纂委員会において謄写したという。孰れも厳密に校正を加え、句読点を施し、原本中の摩滅せる文字の確認、欠字との区別、塗抹人名の復原とそのことの明示、誤字脱字の校訂がなされている。」とあり、原書そのものの影印ではない。このことは、言語資料として扱う上で懸念を感じさせる点ではある。

4) 松浦章1984「李朝漂着中国帆船の「問情別單」について（上）」『東西学術研究所紀要』第17輯、25-83頁。松浦章1985「李朝漂着中国帆船の「問情別單」について（下）」『東西学術研究所紀要』第18輯、33-96頁。

近世東アジア海域では、漂着民の救済と本国への送還が行なわれており、その際の問答の記録は、異なる言語を用いる者同士がどのように意思の疎通を図ったかを示すものであり、彼らの共通の伝達手段の現れであるといえるだろう。

備辺司の日録には、朝鮮時代に朝鮮半島に中国人が漂着した40件について記録されている。問答の記録は「問情別単」と表示され、朝鮮官吏（訳官）の「問」と中国人漂着民の「答」で構成されている。「問情別単」からは、朝鮮半島での漂着民に対する調査内容を知ることができ、各中国船の乗員の氏名、航行目的、積み荷、さらには当時の朝鮮の官吏が中国情勢や社会状況をどのように認識していたか、また問答を通じて新たにどのような情報を得たのかを知ることができる。

本論では、松浦章2014で筆談記録として取り上げられた中国人漂着民と朝鮮側の問答の記録を、別の角度から見ていきたい。まず、朝鮮半島で中国人漂着民に対してどのような言語でどのような方法で調査を実施したのかを『備邊司謄録』の記録から整理しておきたい。また、拙論2015では「問情別単」の朝鮮訳官の「問」の内容と語彙に焦点を当て、同時代の中国語口語が反映されている可能性があるとして述べたが、本論では基本的な語彙を取り上げ同時代の朝鮮半島における中国語会話資料との初歩的な比較を試みたい。

## 2 『備邊司謄録』に見える中国語通訳

江戸時代の日本において、中国人と日本人、あるいは朝鮮人と日本人とのやりとりには、2つの手段があった。口頭による中国語会話、あるいは漢字による筆談である。日本側が中国語（唐話）を話すことができる人物であれば口頭による会話が成立し、日本側が中国語を解さなければ、漢字による筆談で意思疎通できた。朝鮮半島においても同様であり、会話と筆談の2つの手段があったと考えられる。

高麗時代忠烈王2年（1276年）に通文館が設けられ、朝鮮時代に司訳院が設置された<sup>5)</sup>。司訳院は、『李朝太祖実録』2年9月の条に「置司訳院、肄習華言。」と記録されており、公的な中国語教育機関で中国語通訳（訳官）が養成されるようになる。朝鮮における訳官の育成に関しては、「支那本国に送り、実地に漢語を学習せしめんとし」「朝鮮語の使用を禁じ」するなど、江戸時代の長崎唐通事が日本で中国語を学習せざるを得なかった状況とは対照的であり、中国語

---

松浦章編著（下鳳奎編訳）2007『清代帆船東亞航運史料彙編』（楽学書局）、松浦章2014「朝鮮漂着中国船の筆談記録にみる諸相」『東西学術研究所紀要』第47輯、57-69頁。

5) 金文京、玄幸子、佐藤晴彦訳注2002『老乞大－朝鮮中世の中国語会話読本』（東洋文庫699、平凡社）の「解説」（鄭光、佐藤晴彦、金文京）による。

学習の環境や条件は比較的良好であったと言えるだろう<sup>6)</sup>。

表1は、『備邊司臚録』に記録のある40件の海難事故の調査記録に記された中国船の漂着地点と時期（西暦、朝鮮年号、中国年号の順に表記）、中国人漂着民に対して尋問を行なった朝鮮側の人物をまとめたものである。空欄は、記録にないため不明であることを表す。

表1

史料	海難事故時期	漂着地点	問情人
1	1617／光海君9万暦45	慶尚道統制使營	通事 <sup>7)</sup>
2	1687／肅宗13康熙26	濟州	司郎庁与訳官
3	1704／肅宗30康熙43	全羅道珍島南桃浦	司郎庁与訳官
4	1706／肅宗32康熙45	濟州	司郎庁与訳官
5	1713／肅宗39康熙52	濟州	領來訳官李枢, 司郎庁一員, 解語訳官数人, 齋咨訳官
6	1732／英祖9雍正10	全羅道珍島	領來訳官洪万運, 司郎庁与訳官
7	1760／英祖36乾隆25	全羅道羅州慈恩島	領來訳官李禧仁, 司郎庁与訳官
8	1762／英祖38乾隆27	古群山	領來訳官申漢禎, 司郎庁与訳官
9	1774／英祖50乾隆39	靈光	領來訳官崔挺祥, 司郎庁及訳官
10	1774／英祖51乾隆40	濟州	領來訳官鄭思玄, 司郎庁及訳官
11	1777／正祖元年乾隆42	靈光	領來訳官洪命福, 司郎庁及訳官
12	1777／正祖元年乾隆42	珍島	領來訳官洪命福, 司郎庁及訳官
13	1777／正祖元年乾隆42	茂長	領來訳官李景弼, 司郎庁及訳官
14	1786／正祖10乾隆51	靈岩楸子島	領來訳官鄭思玄, 司郎庁及訳官
15	1791／正祖15乾隆56	忠清道洪州牧長古島	領來訳官鄭思玄, 司郎庁及訳官
16	1794／正祖18乾隆59	馬梁鎮	領來訳官洪宅福, 司郎庁及訳官
17	1800／純祖元年嘉慶5	全羅道靈光郡在遠島	領來訳官卞復圭, 司郎庁及訳官
18	1805／純祖6嘉慶10	濟州涯月鎮巖庄浦	領來訳官李永達, 司郎庁及訳官
19	1808／純祖9嘉慶13	全羅道靈光郡小落月島	領來訳官朴宗行, 司郎庁及訳官
20	1808／純祖9嘉慶13	全羅道靈光郡奉山面	領來訳官朴宗行, 司郎庁及訳官
21	1808／純祖9嘉慶13	濟州大靜縣西林前洋	領來訳官李榮載, 司郎庁及訳官
22	1813／純祖13嘉慶18	全羅道扶安縣格浦	京訳官金相順, 司郎庁及訳官
23	1813／純祖13嘉慶18	全羅道靈光郡荏子島三頭里	京訳官金相順, 司郎庁及訳官
24	1813／純祖13嘉慶18	全羅道靈光郡荏子島在遠島	京訳官金相淳, 司郎庁及訳官

6) この段落の朝鮮における中国語通訳に関する記述は、小倉進平1964『増補補注 朝鮮語学史』（刀江書院）による。

7) 「通事」という用語を用いているのはこのみ。また、史料1は「問」がなく「答」のみであること、氏名、年齢、本籍地が記されているのみであることから、考察の対象から除いた。

25	1819／純祖19嘉慶24	全羅道羅州慈恩島	京訳官金俊會，司郎庁及訳官
26	1824／純祖25道光4	全羅道羅州牧荷衣島	京訳官張舜相，司郎庁及訳官
27	1824／純祖25道光4	全羅道羅州牧紅衣島	京訳官張舜相，司郎庁及訳官
28	1824／純祖25道光4	全羅道羅州牧黒山鎮牛耳島	司郎庁及訳官
29	1829／純祖30道光9	全羅道珍島郡羅拜島	司郎庁及訳官
30	1836／憲宗3道光16	全羅道羅州牧黒山島	司郎庁及訳官
31	1837／憲宗3道光17	牛耳島	司郎庁及訳官
32	1839／憲宗6道光19	全羅道羅州牧慈恩島	司郎庁及訳官
33	1852／哲宗3咸豊2	忠清道泰安安興鎮	司郎庁及訳官
34	1855／哲宗6咸豊5	全羅道珍島郡南桃浦	司郎庁及訳官
35	1858／哲宗9咸豊8	忠清道泰安郡熊島	司郎庁及訳官
36	1858／哲宗9咸豊8	蟻項里	司郎庁及訳官
37	1859／哲宗11咸豊9	全羅道珍島郡南桃浦	司郎庁及訳官
38	1877／高宗14光緒3	仁川府德積	本府公事官及訳官
39	1880／高宗17光緒6	全羅道光靈光郡	本府公事官及訳官
40	1880／高宗17光緒6	忠清道庇仁縣	本府公事官及訳官

上の表に「問情人」として示したように、『備邊司謄録』には訳官の存在を確認することができ、漂着中国人への質問は訳官が行い、本国送還まで複数の訳官が尋問を担当していたと考えることができそうである。たとえば、1713年（肅宗39年）、済州に漂着した中国人の1件の記録を見てみる<sup>8)</sup>。

司 啓辭，即接濟州漂人領來譯官李樞手本，則十月二十八日領率漂人自於蘭鎮離發，今月十一日到公州十六日當為進京，云日寒如此，聞其中又有病人，能趁十六日，無弊入京，姑來可知，而似當依前例，預為分付該曹修至所入家舍，以為接置之地，禁軍一人領率衛軍，別為防守及供饋等事亦令依前舉行，且其入京後，本司郎廳一員，解語譯官數人，別為定送，其漂到情實更加盤問，押送北京時賚咨譯官到鳳城交付後，譯官則依前例只賚咨文，入往北京事曾已定奪矣，分付義州府尹，使之預為通報於鳳城何如。答曰，允。

この記述によると、漂着中国人は救出後「領來訳官」によって尋問、記録され、その後漢城に護送され、漢城で備邊司郎庁の訳官による尋問があり、漂着民が移動するたびに訳官が付き添ったと考えられる。

表1のいくつかの事例からは、漂着民に対して訳官による調査は2回実施されたということが見てとれる。たとえば、史料6と史料7の場合には、2人の訳官による尋問記録がそれぞれ

8) 本論の中国人漂着民に関する記録は、特に記述がないかぎり『備邊司謄録』による。

「問情別單」として記録されている。

史料 6

全羅道珍島郡漂漢人領來譯官洪萬運問情別單

全羅道珍島郡漂漢人等本司郎廳問情別單

史料 7

全羅道羅州慈恩島漂海人領來譯官李禧仁問情別單

全羅道羅州慈恩島漂海人等本司郎廳問情別單

上に挙げた史料 6 と史料 7 の「問情別單」は、漂着民に対して、まず「領來訳官」が漂着した中国人を救出後尋問を行なった後に、漂着民を漢城に送り届け、漢城でさらに備邊司郎と訳官によって再度尋問が行なわれたということを示しているといえるだろう。

また、1819年（純祖19年）10月に起こった海難事故の中国漂着民に対する調査の過程を見よう。

A - 1 己卯十月

司 啓曰。即見全羅監司朴宗薰狀 啓騰報。則以為羅州慈恩島漂到人二十七名。乃是大國福建省泉州府同安縣人之行商漂到者。而當初三十名。同騎一船。三人淹失。船隻破碎。願從旱路還歸。治送等節。恭□廟堂行會。京譯官下來後。眼同舉行為辭矣。今此漂人船隻。既已破碎。依其願。從旱路還送。而所着衣袴。自該水營。已為造給。今無可論。朝夕供饋。沿路刷馬。各別申飭舉行。以示 朝家優恤之意。定差員。次次交替上送于京城。自京城。轉送于灣府。以為入送鳳城之地。而所經各邑禁雜人等節。一體嚴飭。渠輩物件中。可以運致者。亦以刷馬替運。卜重難致者。及物貨之願賣者。從厚折價以給。破碎船材。棄置什物。渠輩所見處。並為燒火。漢學譯官一人。令該院擇定。給馬下送。更為問情後。與差員眼同領來。令槐院。撰出咨文。順付於今番節使之行淹死之至為三名。極為矜惻。更為嚴飭於沿海各邑。期於拯得之意。分付何如。 答曰。允。

A - 2 己卯十一月初九日

司 啓曰。全羅道羅州慈恩島漂到大國人二十七名。不日上來矣。依近例。直令入接於弘濟院後。更為問情。所着衣袴。分付各該司。依例題給。令沿路譯學及各道差員。次次領往灣府。交付於節使。使之帶去。亦令灣府。預先馳通於鳳城將處。以為渡江後護送之地何如。 答曰。允。

A - 3 己卯十一月初十日

司 啓曰。全羅道羅州慈恩島漂到大國人二十七名。入接弘濟院後。使本司郎廳及譯官問



情。則與京譯官金俊曾問情時間答。別無異同。故正書入啓而今此漂人。皆願速歸。留一宿。即為發送何如。答曰。允。

上に引用した記録の下線部分に見られるように、中国漂着民に対して複数の訳官による複数の調査が行なわれ、それぞれの調査内容に相違がなければ「問情別単」として記録されたと考えられる。

朝鮮半島では訳官の配置は一か所に止まらず所要所に置かれ、中国漂着民に対しては彼らによって尋問と護送がなされ、弘濟院に収容された後さらに尋問があり、本国へ送還されたようである<sup>9)</sup>。

このように、『備邊司謄録』の漂着記録からは、通訳の存在と彼らの役割を見てとることができる。

### 3 中国語通訳の存在意義

では、海難事故の発生と乗員乗客の漂着後、朝鮮側は漂着民とどのように接触していくのだろうか。中国人漂着民を記録した案件には、以下に示すように漂着民の言語能力に関する記述が見られるものがあり、最初は言葉も文字も通じない状況で意思の疎通が図れないため、訳官の到着を待ち、訳官の尋問によって海難事故の詳細が明らかになっていく過程が記されている。

B. 高宗14年（1877年）

B - 1 丁丑二月二十二日

府 啓曰。即見仁川防禦使李南輯狀 啓。則荒唐挾船一隻。漂到於德積浦邊。而人數四名内一名。死在船中。其餘三名。言語難通。書字不辨。而似是漁採唐船之逢風漂到者。其回送之節。請令廟堂稟 旨分付。屍體先為埋直云矣。言語文字既不相通。則何國何地之人。従水従陸之願。不容不詳細問情。下送京譯。使之斯速舉行。留住問饋給之節。另加申飭之意。分付何如。答曰。云。

B - 2 丁丑三月初三日

府 啓曰。即見仁川防禦使李南輯狀 啓。則德積鎮漂到彼人三名。該僉使與京譯官詳細問情。則乃是大清國登州府文東縣人之遭風漂到者。願送早路還歸。治送之節。請令廟堂稟 旨分

9) 朝鮮における漂着民の本国送還に関しては、糟谷政和2009「17世紀末朝鮮に漂着した中国漂流民の送還規定について」（茨城大学人文学部紀要『人文コミュニケーション学科論集』第6号1頁～4頁）、糟谷政和2010「18世紀東アジア漂流民送還体制について」（茨城大学人文学部紀要『人文コミュニケーション学科論集』第9号133頁～137頁）を参考にした。

付，彼人姑為移接於該鎮公解。而其屍身之已埋者。與船隻什物。彼言以七月內持公文載去云矣。漂蕩危濤。淹沒多命。遠地人事。極為慘惻。而餘存三名之由陸願歸。其情固然。使之送旱路發送。既是外地之人。則不必別定咨官。依已例。令沿路譯學及差員。次次替傳。而留住間。救療饋給之節。與所騎刷馬。並令各該道。照例舉行。其屍身與船隻什物。另飭該鎮。着實守護。緣由咨文。令槐院撰出。以為順付入送之地。何如。答曰。允。

B - 3 丁丑三月十四日

府 啓曰。仁川府德積鎮漂到大國人三名。當不日上來矣。依近例。入接弘濟院後。更為問情。所着衣袴。分付各該司。依例題給。而別定譯官。替付於沿路譯官。仍飭各該道臣。使之定差員。次次領送。亦令灣府。預先馳通于鳳城將處。以為渡江後護送之地。何如。答曰。允。

B - 4 丁丑三月十六日

府 啓曰。仁川府德積鎮漂到大國人三名。入接弘濟院後。使本府公事官及譯官。詳細問情。別單書入。而今此漂人。皆願速歸。留一宿發送何如。答曰。允。

仁川府德積漂人問情別單（省略問情別單部分）

C. 高宗16年（1879年）

C - 1 己卯十一月

府 啓曰。即見忠清水使李教復狀 啓。則庇仁縣內多浦。漂泊彼人七名。語音不通。文字難解。京譯官下送問情之節。伏□處分云矣。言語而未解。文字而莫辨。則何國何地之人。有難樵？得。解事譯官一人。令該院。急速下送。詳細問情後。形止馳 聞。留住間供饋。禁雜等節。着意為之事。關飭。何如。答曰。允。

C - 2 己卯十二月初十日

府 啓曰。即見忠清監司李明應狀 啓。則枚舉庇仁縣監洪用周牒呈。及京譯官李應俊手本。以為內多浦漂人七名詳細問情。則乃是大清國人之行商漂到者。而彼既知旱路之便。而借其棄船。又怕日寒。而留待二月云者。萬萬不可。故稍俟風順日解。便即回船。而衣服製給。有難擅許。更待處分舉行。為辭矣。彼人之商船漂着。既無可疑。則還歸之由水由陸。宜從其願。而若由陸則惜其船隻之棄置。若由水則怕其日候之寒互。然而開春回去云云。似是□於風濤而然也。所着衣袴。斯速製給。所傷船械。亦為改 暄。令舌譯。消詳開諭後。善為指送事。分付道帥臣處。待還發狀 聞。令槐院。具由撰咨入送。何如。答曰。允。

D. 哲宗 9 年（1858年）



戊午十一月十八日

司 啓曰。即見忠清監司金應根水使宋在璿狀 啓。則以為。泰安郡熊島漂到大國人十名問情。則乃是登州府榮城縣人之行商漂到者。而言語文字俱為未詳。漢學譯官即速下送事。請令廟堂稟 旨分付矣。漂人問情。事係時急。而言語書字或有未瑩處。漢譯一人令該院即送下送。仔細問情後形止馳聞之意。分付何如。 答曰。允。

D - 1 戊午十一月二十二日

司 啓曰。即見忠清監司金應根狀 啓。則以為。泰安郡安興境 [加乙] 音嶼漂到大國人二十一名下陸於所斤鎮掌內。故着□守護。仍為問情。則乃是江南郡松江府上海縣人之上舡漂到者。而問答既未詳備。文字亦多難解。而與熊島漂舡相距不遠。同是漢人。則譯官之各員差送殊涉煩弊。然不敢擅便。請令廟堂 稟旨分付矣。今此漂舡留旋洋中。逢風破碎。彼人回還。勢將由陸。而姑未遽議為辭矣。今此江南漂舡亦在一港。不遠之間。京譯問情。待先到處了當後。仍令一體舉行何如。 答曰。允。

D - 2 戊午十二月十二日

司 啓曰。泰安郡熊島蟻項兩處漂人問情譯官手本先已來到。則彼人去就恐不必遲待道臣狀聞矣。風波餘生從陸願□。人情之常。況失舟楫。無以可抗。凡百行裝按例辦給。斯速逆釋。使之到京。而物件之帶去者。次次替運。換資者折銀以給。無用物件與船隻燒火。鐵物亦令輸送。而撫出咨文。定咨官入送何如。 答曰。允。

D - 3 戊午十二月二十五日

司 啓曰。忠清道泰安郡熊島漂到大國人十名蟻項里漂到大國人二十一名當不日上來矣。依近例直令入接於弘濟院後。更為問情。所着衣袴。分付各該司依例題給。令資咨官領往。而申飭各該道。使之定差員次次領送。亦令灣府預先馳通于鳳城將處。以為渡江後護送之地何如。 答曰。允。

D - 4 戊午十二月二十九日

司 啓曰。忠清道泰安郡熊島漂到大國人十名蟻項漂到大國人二十一名入接弘濟院後。使本司郎廳及譯官詳細問情別單書入。而今此漂人皆願速返。留一宿發送何如。 答曰。允。忠清道泰安郡熊島漂到大國人別情別單

……

蟻項里漂到大國人問情 (省略問情別單部分)

上の引用からは、漂着民が「言語難通。書字不辨」「語音不通。文字難解」「言語文字俱為未詳」であるため、訳官が派遣されたことによって中国船の漂着民であることが明らかとなり、

詳細な尋問が開始された状況を見てとることができる。つまり、ここで言う「言語」と「語音」は朝鮮語であり、朝鮮語が通じないということを言っているのであろう。また、「文字」はハンゲルの可能性もあるかもしれないが、おそらく漢字を指しているのだろう。漂着民は朝鮮語が通じず漢字もほとんど理解しないということを言っているのである。

言葉、文字のいずれを用いても意思疎通が難しければ、通訳が必要となる。下に挙げる引用からは、中国人漂着民の取り調べは複数の人物によって別々に行なわれたこと、訳官による口頭の尋問が不可欠であったことが推察できるだろう。

E. 高宗17年（1880年）

地方官之先言其從陸還去。雖涉輕□。舡隻破碎。勢將從早路還送。而彼人未解口語。問情恐欠詳備。從何路還送與譯官下送事。並請令廟堂 稟旨分付矣。

庚辰十月二十三日

水虞侯更為問情。則與地方官所報。別無差爽。

中国人漂着民が文字（漢字）をほとんど書けず読めなかったことは、以下に挙げる「問情別單」の訳官とのやりとりからもわかる。史料番号は表1に対応している。

史料9

問：爾們崇明縣或稱中年，何也？

答：小的不識文字，崇明與中年音相似，故傳書之際不無異同。

史料10

問：爾們中識字人誰也？

答：只有兩箇人，利君一于小。

史料12

問：山海關以東俱稱關東，爾們既是金州城寧海縣人則是關東人也，初何以稱山東人，且謂寧海為海寧，何也？爾們所住縣名似當的知海寧或其寧海之別名耶？

答：俺們是海曲村民耕漁為業，目不知書，手不成字，而關東之誤稱山東，寧海之例說海寧，皆是漂盪之餘精神昏耗蒼黃酬酢不能分別之致也。

史料14

問：爾們四個人都會寫字麼？

答：會寫字只是張元周。

史料18

問：爾們中有能文能書者耶？

答：俺等幼未受學亦未習字，一無能之者，而其中王培照一人略記姓名。

また、上に引用した史料14は引き続き次のようやり取りがある。

史料14

問：黒山楸子兩島人都不會漢語，何以通話？

答：寫字問答<sup>10)</sup>。

このやり取りは、「中国語ができなければ、どうやって意思疎通を図ったのか」という問いじたいが、このやり取りそのものが中国語を話すことによって行なわれていることを表している。また、中国人（漂着民）に対しては中国語を話すことが意思疎通の手段であるという訳官の認識が示されている。さらには、会話と筆談というそれぞれの手段が訳官によって明確に区別されていることを示しているといえるだろう。海難事故を巡っては、一方が中国語を話せず両方に漢字を理解する人物がいる場合にのみ、文字による意思疎通（筆談）が行なわれたのであり、それは決して通常よく用いられる主な手段ではなかっただろう。

いっぽう、朝鮮や日本（長崎）を訪れる中国人が、現地の人間と中国語によって会話を成立させていたことが、次に挙げるやり取りからわかる。

史料3

問：你等往日本交易之際，語音不同，何以通情耶？

答：長崎島亦有解華語者矣。

史料5

問：買賣之際，彼此通話，然後可講定價本，爾們亦能曉解日本的說話麼？

答：日本有解話通事，因此傳語。

史料3と史料5は、朝鮮や日本（長崎）の言語事情を物語っている。漂着した中国人が日本との貿易のために長崎を訪れたことがあるという情報を得た訳官による、長崎での意思疎通をどのように図るのかという問いと、中国人漂着民による、長崎にも中国語が分かる者がおり、「解話通事」すなわち唐通事がいるという答えを記述したものである。中国人漂着民の中には文字（漢字）が読める者は減多におらず、筆談でのやりとりは困難を伴うものであったとすれば、中国人漂着民と朝鮮の訳官との意思疎通には中国語を話すという手段しかなかったと考えられ

---

10) 「黒山島」と「楸子島」はいずれも朝鮮の島である。史料14では「黒山」で「大帽子人」と「写字問答」したとあり、唯一漢字を書くことのできた張元周が島の有力者（大帽子人）と漢字を用い筆談でやり取りをしたと考えられる。

るだろう。

中国人漂着民と中国語を用いて話したと考えられる訳官は、漢城だけでなく、沿海地区に置かれていた。『備邊司臚録』には次のように記されている。

1777年（正宗元年／乾隆四十二年）丁酉十二月初四日 … 以本營（発表者注， 黄海水營）譯學一人領付， 於沿路有譯學處…

1852年（哲宗三年／咸豐二年）壬子十二月二十五日 … 京譯官依近例， 勿爲定送， 使問情之水營譯學， 仍爲領護上來…

また、『象胥紀聞』「譯官」「清學漢學」には、次のように記されている<sup>11)</sup>。

但全羅道海南ニ漢学一員ヲ置長崎通船時々漂着水木料米ヲ渡シ出船イタサセ候由常ノ唐船ハ段々ニ送り還シ破船ハ人ヲ陸ヨリ北京ヘ送ルト云

漂着中国人は、第一段階として沿海地区の訳官の尋問を受けたのだろう。

以上のように、漂着民に対する取り調べの手順、中国人漂着民の言語、識字事情から、朝鮮人訳官による通訳は欠かせないものであり、訳官の本分である中国語を話す能力が必要とされていたということが確認できる。

#### 4 「問情別単」における語彙の不均質性

「問情別単」は、複数の訳官による口頭中国語による尋問と、それに対する中国人漂着民の中国語による回答に基づき、最終的に正式な文書として記録され保管されたものである。すでに引用して示したように、訳官による「問」と中国人漂着民の「答」とで構成されているが、「問情別単」作成にいたるまでの過程から、取り調べの現場でその都度記録されていたものであるとは考えられない。実際のやり取りが発生した時点と記録された時点に隔たりがあるということは、話された中国語と記録された中国語との間に不一致が存在しやすいということでもあるだろう<sup>12)</sup>。

前述のように、朝鮮の訳官は公的な通訳養成機関である司訳院で中国語をはじめとする通訳に必要な教育を受けた。中国で実地に中国語を学習することを推奨、朝鮮語の使用を禁ずるなど、訳官の質の低下を防ぐための方策がとられ、高麗時代に作成された教科書を改訂して用いることによって、組織的で均一的な通訳教育が行なわれたようである<sup>13)</sup>。『老乞大』や『朴通事』

11) 小田幾五郎著『象胥紀聞』（村田榮三編『対馬叢書』第7巻、村田書店、1979年）。

12) 話した言葉どおりに書くにはある程度の技能が要求される行為であるとも思われる。

13) 小倉進平1964（前掲）461、465～466頁。また、金文京・玄幸子・佐藤晴彦2002『老乞大 朝鮮中世の中国語会話読本』（東洋文庫699、平凡社）「解説」によると、高麗時代に編纂された『老乞大』とほぼ同時

は、中国語の時代的な変化にしたがい改訂が重ねられ、当時の朝鮮人が学ぶべき中国語が記述された実用的な書物であると考えられる<sup>14)</sup>。司訳院で使用された中国語教科書は『老乞大』と『朴通事』だけではなかったであろうが、時代の流れによる言語の変化に合わせて改訂された『老乞大』と『朴通事』は主要な教科書であり、中国人漂着民の取り調べと「問情別単」の作成を行なった訳官は両教科書で中国語を学習したと想定できるだろう。訳官の中国語の知識や能力は『老乞大』『朴通事』の中国語と大いに関連しているということになる。

ここでは、代詞、疑問詞、語気助詞を取り上げ、「問情別単」の訳官の中国語部分である「問」と『老乞大』の語彙を比較する。代詞、疑問詞、語気助詞を取り上げる理由は、海難事故の取り調べにおいて個々の案件による影響を受けにくい、つまりどの案件においても使用され、内容によって使用される語彙に違いが出ないと考えられるからである。

『旧本老乞大』と称される最も古いテキストは元代末期に成立し、元代の中国語が反映されていると考えられる。『李朝実録』の成宗11年(1480年)の条と同14年の条に改訂と一部内容の削除が行なわれたという記録があり、1517年に崔世珍がこの改訂版に基づいてハンゲルによる音注と朝鮮語訳を付けた『翻訳老乞大』が刊行され、『翻訳老乞大』の中国語は少なくとも1745年までは学ばれ続けた<sup>15)</sup>。1761年に『翻訳老乞大』を改訂した『老乞大新釈』が刊行され、1795年に『重刊老乞大』が出版された。ここでは、1761年に当時の中国語の現状に合わせて改訂され刊行された『老乞大新釈』に対して同時代の「問情別単」を比較対象とする。「問情別単」は表1に示したように、1687年から1880年までに発生した案件の尋問の記録であるため、1760年から1794年までを調査対象とする。次に、『老乞大新釈』と「問情別単」の代詞、疑問詞、語気助詞を挙げよう。

『老乞大新釈』の代詞、疑問詞、語気助詞は、以下のとおりである。

代詞：

我 我們 咱們 爾 爾們

這 那

此 其

---

期の『朴通事』は李氏朝鮮時代の通訳養成機関であった司訳院において教科書として長く用いられた(350頁)。

14) 『老乞大』のテキストについては、金・玄・佐藤2002(前掲書)356頁～358頁を参考にした。また、汪維輝編2004『朝鮮時代漢語教科書叢刊』(一)に『老乞大』『朴通事』の影印、翻刻、解題がある。

15) 『翻訳老乞大』のハンゲルによる音注と朝鮮語訳の部分が改訂され、1670年に『老乞大諺解』、1745年に『旧刊老乞大諺解』が刊行されている。

「此」は「故此 在此 因此」および「立此文契為照」、「其」は「其餘 其間」のように用いられているが、人称代詞、指示代詞ともに固定された限られた語彙であると言えるだろう。

疑問詞：

誰 甚麼

何（「如何 何如 何必」のように用いられている。）

那裡 那裏

幾 多少

語気助詞：

了 罷 呢 麼

也（使用例は一か所である。別人將我們看作何如人也。）

『老乞大新釈』の代詞、疑問詞、語気助詞は、いずれも語彙の種類が限られており、固定された語彙が使用されている。

次に、「問情別単」（1760年～1794年）の代詞、疑問詞、語気助詞は以下のとおりである。

代詞：

我 我們 爾 爾們 你等

二人称複数形の「爾們」と「你等」が混在する形で使用されている。

爾們以商人許多茶葉空棄而去，雖云難運無惜，其在矜恤之道，不可無略給價本，以慰你等，你等心下如何

此 其 之

疑問詞：

那 誰 某 甚 甚麼 啥 何 那裡 孰 哪裏 幾 幾何 幾許

多少 何如 如何

語気助詞：

也 耶 乎 否 了 麼

「問情別単」と『老乞大新釈』の代詞、疑問詞、語気助詞を比較した結果、次の3点が言えるだろう。

- (1) 「問情別単」の語彙の種類が多く、たとえば疑問を表す語気助詞の場合には「麼」と「耶」が用いられているように、いわゆる文言（「耶」）と文言以外（「麼」）の語が混在して用いられている。
- (2) 「問情別単」には「你等」が用いられているが、『老乞大新釈』には「你等」が用いられていない。



1750年以前の「問情別単」では「你等」はさらに多く用いられている。

你等姓名云何，年紀幾何。

你等路引中十七人書填，而怎無一人。

你等十六人中漢人幾何，清人幾何。

你等慣行水路，或有海賊出沒之事乎。

1800年以降の「問情別単」の人称代詞は「我 爾 爾們」に限られ、「你等」は用いられていない。

- (3) 『老乞大新釈』では指示代詞の「這」「那」が用いられているが、「問情別単」では用いられず、1813年以降ようやく「這」「那」を用いた記録が出現し始める。

「問情別単」と『老乞大新釈』の語彙を比較した結果、第一の特徴として、「問情別単」の語彙の多様性と不均一性、『老乞大新釈』の語彙の限定性と均一性を挙げることが出来るだろう。均質であるかどうかは、主に文言の混在の有無に起因していると言える。

また、「問情別単」内部の語彙の変化を指摘することができる。「你等」の使用から不使用への変化、「這」「那」の使用から不使用への変化は、『老乞大新釈』で学習した語彙の実用が反映された結果である可能性があり、「問情別単」の中国語には『老乞大新釈』で得た知識を実際の業務においていかに使用し発揮したかが反映されている可能性があると言えるだろう。

## 5 小 結

『備邊司謄録』の「問情別単」は、朝鮮人訳官と中国人漂着民との話された中国語による複数回の尋問を訳官の質問と漂着民の回答という尋問を再現する形で記録したものであると言えるだろう。その尋問には、司訳院で通訳としての教育と訓練を受けた訳官の中国語能力が発揮されたはずである。ただし、「問情別単」は話された中国語をそのままの形で復元して記したものであるとは考えがたく、人為的な側面があると考えられる。その人為的な側面とは、文言の混在という形で端的に現れていると考えられる。また、同時代の会話教科書の語彙とは異なる、その時代の口語としてそぐわない語彙の使用にも、人為的な要因があるのかもしれない。ただし、「你等」が使用されなくなったり、「這」「那」が使用され始めるといった変化は、実際に話した中国語を記述しようとする行為の現れであると見なすことができる。

「問情別単」は、口頭の言葉を文字で記録する際に不一致が生じることを示す資料であると同時に、各年代の口語を反映した資料としての側面も併せ持っているといえるだろう。

## 参考文献

- 田川孝三1962「影印備邊司騰録」『朝鮮学報』第25輯第156号。
- 小倉進平1964『増補補注 朝鮮語学史』刀江書院。
- 村田棠三編1979年『対馬叢書』（村田書店）第7巻所収小田幾五郎著『象胥紀聞』。
- 松浦章1984「李朝漂着中国帆船の「問情別単」について（上）」『東西学術研究所紀要』第17輯。
- 松浦章1985「李朝漂着中国帆船の「問情別単」について（下）」『東西学術研究所紀要』第18輯。
- 金文京、玄幸子、佐藤晴彦訳注2002『老乞大－朝鮮中世の中国語会話読本』東洋文庫699、平凡社。
- 汪維輝編2004『朝鮮時代漢語教科書叢刊』（一）
- 松浦章編著（卞鳳奎編訳）2007『清代帆船東亞航運史料彙編』楽学書局。
- 糟谷政和2009「17世紀末朝鮮に漂着した中国漂流民の送還規定について」茨城大学人文学部紀要『人文コミュニケーション学科論集』第6号。
- 糟谷政和2010「18世紀東アジア漂流民送還体制について」茨城大学人文学部紀要『人文コミュニケーション学科論集』第9号。
- 松浦章2014「朝鮮漂着中国船の筆談記録にみる諸相」『東西学術研究所紀要』第47輯。
- 奥村佳代子2015「朝鮮問答記録包含適漢語資料価値」『国際漢語学報』（厦門大学）第6巻第1輯。